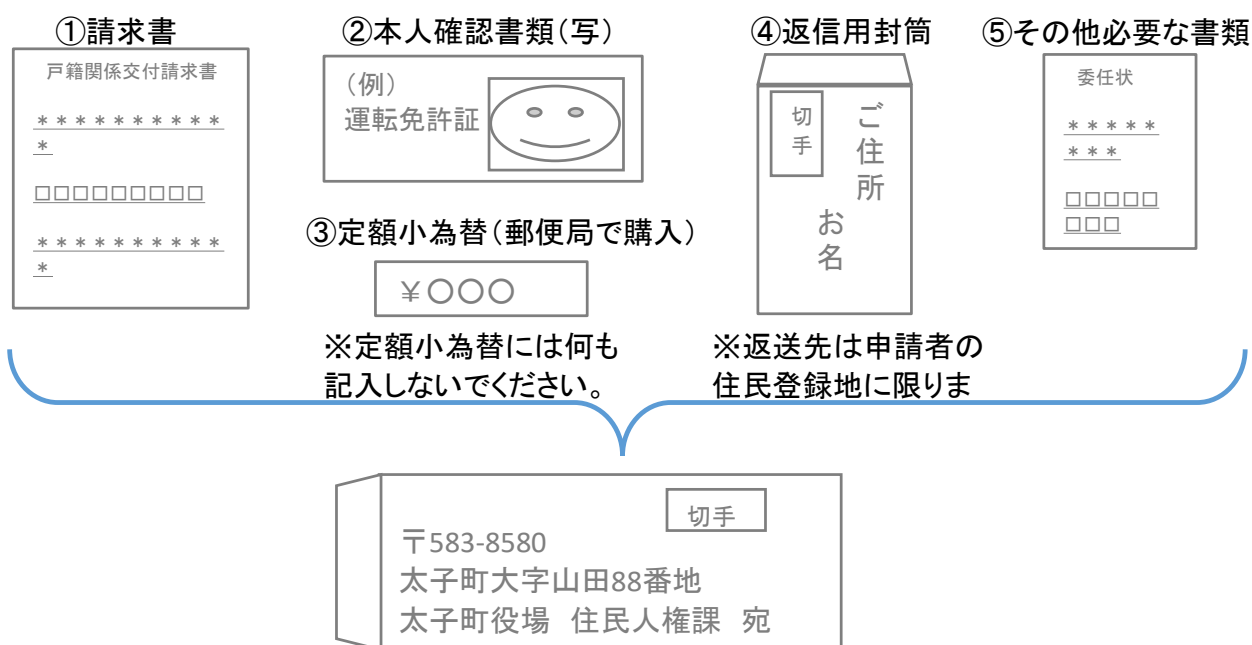


郵便で戸籍謄抄本等を請求される方へ

戸籍(除籍)謄抄本、戸籍の附票、身分証明書等は、本籍地で発行します。
本籍地が、**大阪府南河内郡太子町**にある場合は、以下の要領で郵送請求ができます。

- ①請求書 戸籍関係交付請求書に必要事項を記入してください。
(日中連絡の取れる連絡先、電話番号を必ず記入してください。)
- ②本人確認書類 免許証・健康保険証等の公的な書類で、現住所(返送先住所)記載されているもののコピー等を同封してください。
- ③手数料 郵便局で購入した定額小為替をご用意ください。
定額小為替には何も記入しないでください。
- ④返信用封筒 返送先の住所、氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。
お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。
※返送先は申請者の住民登録地に限りませぬ。
なりすましを防ぐため、勤務先等への返送はお断りしております。
- ⑤その他 申請者が戸籍に記載されていない場合、依頼者からの委任状や、親族関係がわかる戸籍等を同封してください。

上記の①②③④⑤を同封し、**太子町役場 住民人権課宛**で ご請求ください。



<本人通知制度について>

太子町では、住民票や戸籍謄抄本等を第三者が交付請求した際に、事前登録を行った本人へ交付事実を通知しています。

詳しくは、下記へお問合せください。

お問合せ 〒583-8580
大阪府南河内郡太子町大字山田88番地
太子町役場 政策総務部 住民人権課